

広島県・県内市町のオフィス支援制度

令和7年4月 | 県内投資促進課

▼ 広島県・各市町のランニングコストに対する制度 (問合せ先をクリックすると、各市町の関連ページに飛びます)

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
広島市	都市型サービス産業 - 情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業など - 圏域内初立地又は大規模雇用(新規常用労働者50人以上) - 常用労働者5人以上(中小企業は2人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で5人以上(中小企業は2人以上)増加 本社機能の移転・拡充 - 広島県から地域再生法に基づく承認を受けること - 常用労働者5人以上(中小企業は2人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で5人以上(中小企業は2人以上)増加	オフィス賃借料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料 2,000万円	経済観光局 産業振興部 企業誘致・創業推進課 TEL 082-504-2241 
呉市	①ソフトウェア業等誘致(情報通信業、コールセンター業など。賃貸による事業所の設置が対象) - 事務所等を市内に新增設し、新規雇用従業者(呉市在住者)を3人以上雇用 ②本社機能の移転等 - 東京23区から本社機能を移転または、市内事業所において本社機能を拡充し、新規雇用従業者(呉市在住者)を中小企業は2人、大企業は5人以上雇用 ③サテライトオフィス誘致 - 市外に本店を置く企業によるサテライトオフィスの新設で、常時雇用する従業者(市外の本店等の業務に従事していた者等)に限る)が1人以上常駐	①の場合 通信回線使用料 10/10 5年間 雇用助成金(1人あたり) 5年間 ・正社員 50万円 ・パート 20万円 設備投資 改修等に係る投下固定資産税評価額(土地を除く。)の1/2 ②の場合 雇用助成金(1人あたり) 1年間 ・正社員 50万円 ・パート 20万円 設備投資 ①と同様 ③の場合 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用助成金(1人あたり) 3年間 ・正社員 50万円 設備投資 ①と同様	限度額 ①の場合 通信回線使用料 2,000万円/年 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 2,000万円(市のみ) ②の場合 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 5,000万円(市のみ) ③の場合 通信回線使用料 200万円/年 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 500万円(市のみ)	産業部 商工振興課 TEL 0823-25-3310 
竹原市	情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンターに付随する事業等 新規雇用者3人以上	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 200万円	企画部 産業振興課 TEL 0846-22-7745 

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
三原市	情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業 ・常駐責任者(新規雇用常用労働者又は市内に住民票を置く取締役)1人以上 ・5年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 オフィス改修費用・備品購入費用 1/2 初年度のみ 通信回線引込費用 1/2 初年度のみ 自動車リース料 1/2 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料 600万円 通信回線使用料 1,000万円 オフィス改修費用・備品購入費用 各 50万円(市のみ) 通信回線引込費用 5万円(市のみ) 自動車リース料 2万円/月(市のみ)	経済部 商工振興課 TEL 0848-67-6013 
尾道市	情報サービス事業 ・市内在住従業員数3人以上(うち市内在住の新規雇用者2人以上) コールセンター業 ・市内在住従業員数10人以上(うち市内在住の新規雇用者7人以上) 本社機能の移転オフィス環境整備 【オフィス移転等促進奨励金】 ・本社機能に移転する場合、尾道市内に居住する従業員等が2人以上(うち1名以上が広島県外からの移住者) ・オフィス環境整備の場合、整備するシェアオフィス等を利用する事業者が1社以上	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用奨励金 1人当たり 30万円 【オフィス移転等促進奨励金】(市のみ) ①本社機能移転で改修を行う場合 ・改修費用の1/2 ・オフィス賃借料等及び通信回線使用料の1/2 ②本社機能移転で改修を行わない場合 ・オフィス賃借料等及び通信回線使用料の1/2 ③オフィス環境整備の場合 ・改修費用の1/2	各年度限度額 オフィス賃借料 200万円 通信回線使用料 400万円 雇用奨励金 3,000万円(市のみ) ①の場合 250万円 ②③の場合 125万円	産業部 商工課 TEL 0848-38-9182 
福山市	情報サービス事業所 ・新設：従業員5人以上、増設：新規雇用3人以上 コールセンター ・新設：従業員20人以上、増設：新規雇用10人以上 本社機能の移転 ・新設：従業員3人以上、増設：新規雇用2人以上 ・県外から3人以上異動	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 異動従業員1人当たり(家族を含む。) 150万円 (県100、市50)	各年度限度額 オフィス賃借料 1,200万円 通信回線使用料 2,000万円 本社機能の移転 1億5,000万円	経済部 経済総務課 TEL 084-928-1124 

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
府中市	—			
三次市	情報サービス業、インターネット付随サービス業 ・従業員3人以上 コールセンター業 ・従業員 10人以上	オフィス賃借料 10/10 5年間 通信回線使用料 10/10 5年間 雇用奨励金 1人当たり 100万円	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 500万円 雇用奨励金(市のみ) 限度額なし	産業振興部 商工観光課 TEL 0824-62-6621 
庄原市	情報通信業、専門・技術サービス業等 ・市が有する超高速情報通信網及び市内の建物等を活用し 新たにサテライトオフィスを開設する者 ・新規雇用者1人以上 ・3年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 自動車リース料 1/2 3年間	各月限度額 オフィス賃借料 8万円 通信回線使用料 4万円 自動車リース料 1.8万円(市のみ)	企画振興部 商工観光課 TEL 0824-73-1178 
大竹市	—			
東広島市	研究開発を主目的とする製造業、学術・開発研究機関、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、情報通信技術事業、半導体製造業に関連する事業等 ・新規雇用者1人以上 ・5年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 仁シャルコスト(市のみ) 内装改修費用、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費 3/10 初年度のみ	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 1000万円 (仁シャルコストを含む)	産業部 産業振興課 TEL 082-420-0921 
廿日市	情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンターに付随する事業等 ・新規雇用者1人以上 ・3年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 仁シャルコスト(市のみ) 内装改修費、設備機器購入費 1/2 初年度のみ	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 400万円	産業部 産業振興課 TEL 0829-30-9126 
安芸高田市	情報サービス事業所等 ・市内に新たに企業活動の拠点を開設し、地域経済の発展に寄与する者 ・常用勤務者が1人以上在勤する企業又は市内において2名以上の新規雇用をする企業 ・あじさいネットを活用	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 仁シャルコスト(市のみ) 建物改修費、設備費、交通費の総事業費 1/2 1回限り	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 100万円 仁シャルコスト(市のみ) 300万円	産業部 商工観光課 TEL 0826-47-4024 

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
江田島市	製造業(研究開発を行う部署など)、情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・開発研究機関、情報通信事業、コールセンター業など ・市内に新たに事業所を開設する者 ・新規雇用者1人以上または既存社員1人以上の江田島市への転入 ・3年以上の業務継続 ・常時勤務する者の配置	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 200万円	産業部 商工観光課 TEL 0823-43-1632 
府中町	①サテライトオフィスの開設 ②新規雇用常用労働者を3人以上有する事業所の開設 (内1人以上は町内に居住するもの) ※①②いずれも、初めて町内に事業所を開設し、3年以上業務を継続するものが対象)	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各月限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 10万円	町民生活部 自治振興課 TEL 082-286-3128 
海田町	—			
熊野町	—			
坂町	—			
安芸 太田町	—			
北広島町	—			
大崎 上島町	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）、学術・開発研究機関、広告業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）、デザイン業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）、コールセンター業など ・常用雇用労働者を1人以上雇用し、又は本店等又は支店等で雇用している常用雇用労働者を1人以上当該サテライトオフィスに異動させる者 ・サテライトオフィスの開設後、継続して3年以上事業を行う見込みがある者 ・町内に本店等又は支店等を有していない者	不動産賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各月限度額 不動産賃借料・ 通信回線使用料 合計 5.6万円	企画課 TEL 0846-65-3112 
世羅町	—			
神石 高原町	—			

※上記以外の補助項目を設けている市町もあります。

(※1)

▼ 本社機能 の移転・新設

【助成対象】建物・設備・人材 【対象地域】県内全域

区分	対象者の条件	助成率	限度額
企業人材 転入助成	- 本社機能（本社、研修施設等で研究開発部門を除く）を広島県内に移転した場合（※1） - サービス業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、サンドボックスのプロジェクトに参加したことがある／参加予定企業、製造業、運輸業等（※2） - 以下の要件について、いずれかを満たすこと。 - 本社等に勤務する3人以上の常用労働者を異動させ、移転先の事業所等の常用労働者数が3人以上増加する場合（住民票を県内に異動し1年以上継続）。 - 常用労働者4人以上の企業の経営者層（代表取締役など代表権を持つ者）が県外から移住を伴う移転の場合（1人以上でも助成対象） - 常用労働者4人以上の企業が中山間地域へ進出する場合。 （1人以上の異動（県外から移住）でも助成対象） - 国内初立地（※4）の外国企業が事業所を広島県内に新設した場合。 （1人以上の異動または新規雇用で助成対象） - 一社一回限り	- 代表取締役などの経営者層の異動1,000万円<大企業>、最大500万円<中小企業>。規模により500万円もしくは200万円>（※3） （家族の移住は、1人当たり100万円） - 県外から異動となる常用労働者1人当たり100万円（家族の移住を含む） - 初期コストの1/2（中山間地域は2/3）	合わせて 1億円
研究開発 機能拠点化 助成	- 製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（※2） - 研究開発部門を広島県内に新設した場合、もしくは企業が出資し、研究開発型の子会社（社内ベンチャー企業等）を広島県内に新設した場合 - 常用雇用の研究開発者の異動（住民票を県内に異動し1年以上継続）、または新規雇用の研究開発者を合わせて3人以上とし、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。 （国内初立地（※4）の外国企業の場合、1人以上でも助成対象） - 一社一回限り	- 県外から異動となる研究開発者または新規雇用の研究開発者1人当たり100万円 （県外から異動となる研究開発者の家族の移住を含む） - 人材確保経費（人材紹介手数料、外国人研究者採用経費など）の1/2 - 初期コストの1/2（中山間地域は2/3）	合わせて 1億円
	研究開発機能拠点化助成の対象で、企業にとって県内初の研究開発機能拠点となり、県内の大学（高等専門学校含む）、公設試、企業と、共同研究を行う場合、研究開発に係る費用（研究開発費、コンサル料、旅費等）を助成。	研究関連費の1/2	研究関連費 （3年間） 500万円/年

▼ オフィスの移転・新設

【助成対象】賃料・通信回線使用料等 【対象地域】県内全域

区分	対象者の条件	助成率	限度額
ひろしま オフィス プランニング 助成 （短期プロジェクト参加型）	- 対象業種：情報サービス業、インターネット附随サービス業、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、ひろしまサンドボックスプロジェクトに参加（予定）企業、ひろしまサンドボックスの会員、Campsセミナー登壇企業 - 県内に拠点を設けていない企業で、広島県に移転を検討していること - 県内のコワーキング、シェアオフィスに月5日以上入居すること 1人でも助成対象 - 最大3ヵ月（1年のうち、任意の3ヵ月間） - ひろしまサンドボックスのプロジェクトで開発・実証等を行う広島県外企業には、県内でのコスト（宿泊、移動費、パソコン・プリンターのリースなど）も助成対象（1人当りの宿泊費助成の上限：13,100円/泊、最大3ヵ月）	- オフィス賃借料・通信回線使用料の1/2 - コストの1/2	合わせて 500万円
地域活力創出型 オフィス誘致 促進助成	- 情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業 - 市町が同種の助成をする場合 - 新規雇用常用労働者3人以上	オフィス賃借料×市町と同率・同期間	市町と 同額
		通信回線使用料×市町と同率・同期間	市町と 同額

お問い合わせ

広島県商工労働局 県内投資促進課

TEL | 082-223-5151 E-mail | syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

もっと知りたい！
（企業のための広島県ガイド）

